国際海上コンテナ	２億5130万 フレートトン	３億1000～３億3000万 フレートトン	３億3000～３億7000万 フレートトン
	1,713万ＴＥＵ	2,100～2,600万ＴＥＵ	2,200～2,900万ＴＥＵ
内貿複合一貫輸送	８億510万 フレートトン	９億0000～９億3000万 フレートトン	９億1000～９億5000万 フレートトン

（別表２）国際海上コンテナ貨物量の見通し

（単位：万ＴＥＵ）

	現状 （2008年）	見通し	
		2020年	2025年
国際戦略港湾合計	1,096	1,400～1,750	1,500～2,000
京浜港	696	800～1,000	850～1,150
阪神港	400	600～ 750	650～ 850
その他	617	700～ 850	700～ 900
総合計	1,713	2,100～2,600	2,200～2,900

（別表３）地域ブロック区分

地域ブロック	該当する都道府県
北海道地域	北海道
東北地域	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東地域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
北陸地域	新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県
中部地域	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿地域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国地域	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県（関門港に含まれる地域を除く）
四国地域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地域	山口県（関門港に含まれる地域に限る）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄地域	沖縄県

附　則

（施行期日）

１　この告示は、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の規定は、この告示の施行の日以後に定め、又は変更される港湾計画について適用し、同日前に定め、又は変更された港湾計画については、なお従前の例による。

○北陸地方整備局告示第七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月九日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立字薬師堂九七番一から同町大字神立字薬師堂八一番一まで	北陸地方整備局及び同局岡道事務所

供用開始の期日　平成二十三年九月九日

○北陸地方整備局告示第八十号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十三年八月十八日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年九月九日　北陸地方整備局長　前川　秀和

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合する担体流動生物ろ過循環方式

製造者の住所・氏名	石川県白山市相木町383番地　ニッコー㈱ 代表取締役社長　吉田　誠
工場の所在地及び名称	埼玉県行田市藤原町１―21―１　ニッコー㈱　住設環境機器事業部 茨城県北茨城市磯原町上相田1099―46　日東電気㈱　磯原工場 宮城県栗原市金成大平13―38　エコロ・プラント㈱　宮城工場 大阪府岸和田市今木町101　池田化成工業㈱ 栃木県下野市中大領308―２　㈱前田工業

認定番号	浄化槽の名称
４―11―Ｈ―001	ニッコー小規模浄化槽　浄化王―５型
〃　―１	〃　浄化王―７型
〃　―２	〃　浄化王―10型
〃　―３	〃　浄化王―14型
〃　―４	〃　浄化王―16型
〃　―５	〃　浄化王―18型

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合する担体流動生物ろ過循環方式

製造者の住所・氏名	石川県白山市相木町383番地　ニッコー㈱ 代表取締役社長　吉田　誠
工場の所在地及び名称	埼玉県行田市藤原町１―21―１　ニッコー㈱　住設環境機器事業部 茨城県北茨城市磯原町上相田1099―46　日東電気㈱　磯原工場